

興部町告示 第 2 号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により、興部町森林整備計画変更計画をたてたいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により告示し、興部町森林整備計画変更計画（案）を縦覧に供する。

なお、興部町森林整備計画変更計画（案）に意見のある方は、縦覧期間が完了する日までに興部町長に対し、理由を付した文書を持って意見書を提出することができる。

平成25年 2月21日

興部町長 裕 一 寿

- 1 縦覧場所
興部町役場 産業振興課
- 2 縦覧期間
自 平成25年 2月21日
至 平成25年 3月18日